

【NSW 州規制緩和】家庭への来客、屋外での集会、結婚式や葬儀での人数制限の緩和等(1月29日(金)から)

【ポイント】

●NSW 州政府は、1月29日(金)からシドニー大都市圏(ウーロンゴン、セントラルコースト及びブルーマウンテンズを含む)の新型コロナウイルス関連規制の一部を緩和すると発表しました。

●同日以降、家庭への来客は最大30人まで、屋外での集会は最大50人まで、結婚式や葬儀は最大300人までに人数制限が緩和されます。マスクの着用は小売店では義務ではなくなりますが、公共交通機関では引き続き義務となります。

【本文】

1 NSW 州政府は、1月29日(金)からシドニー大都市圏(ウーロンゴン、セントラルコースト及びブルーマウンテンズを含む)の新型コロナウイルス関連規制の一部を緩和すると発表しました。規制緩和の具体的内容は以下のとおりです。

(1)家庭への来客は、子供を含めて最大30人まで。

(2)屋外での集会は最大50人まで。

(3)結婚式や葬儀は最大300人まで。4平方メートル規則が適用され、歌やダンスは不可(結婚式では特定された20人のみダンス可能)。

(4)レストラン等接客業の店舗、礼拝所及び企業行事会場を含む他のすべての会場は、4平方メートル規則が適用。

(5)小規模のレストラン等接客業の店舗は、少なくとも25人は可能。

(6)合唱団や礼拝所を含む屋内での歌唱は最大5人まで。

(7)マスクの着用は、小売店では推奨されるが義務ではない。接客業店舗の接客要員及び公共交通機関、礼拝所、理容院、美容院、賭博場などでは引き続きマスクの着用は義務。老人介護施設や病院などの保健施設に関しては、マスクの着用についてNSW 州保健省から追って個別の指示が出される。

2 現在の新型コロナウイルス感染状況が維持されれば、2週間以内に2平方メートル規則に緩和される見込みです。その際には大規模クラスター感染の危険性を減じ、そのため罰金が引き上げられる見込みです。

3 州政府は、(1)風邪やインフルエンザのような症状がある人はたとえ軽度であってもすぐに自己隔離し、新型コロナウイルス検査を受け陰性の結果が出るまで隔離し続けるように要請しており、また(2)新型コロナウイルスの症例を特定し、その拡散を防ぐためには高い検査率が重要であり、特にシドニー西部や南西部などの最近の感

染多発地域で特に肝心である旨述べています。

○NSW 州政府ホームページ

(家庭への来客、屋外での集会、結婚式や葬儀での人数制限の緩和等(1月29日(金)から))

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/covid-19-restrictions-update-for-greater-sydney>

(各種規制の詳細)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報、感染・予防対策、雇用・経済対策、連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。